

6. 10. 31
3175

事務理事
労働課長
事務主任
昭和六年十月二十二日

内務大臣 安達謙藏殿
社会局長 官殿

株式会社池貝鐵工所多議發生ニ関スル件

警視總監 高橋守雄

一〇九 解決一七七

二五八

總聯合

要旨

- (一) 本年七月ヨリ會社於テ施行シテパイドル制九名ヲ以テ期間満了シタル者十月九日持退改善後四時ヨリ噴顔ヲ為シタルニ依リ
- (二) 十月前記噴顔事項對スル會社回答不消ナリトシ従業員等ハ同意ヲ為スレリ
- (三) 其後従業員數次會見シタルニ依リ交渉次第ニ會社ハ十月七日附テ職工四名ヲ解雇シ受テ九月臨時會社代表ニ
- (四) 従業員八名所爭議團本部ヲ設置シ對策協議中

標記工場ニ於テハ本年七月アイドル制實施問題ニ関シ紛議ヲ醸

法人
法人
法人
法人